

第1条の2(1)

→廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

- 1 汚泥脱水施設 処理能力 10 m³/日を超えるもの
- 2 汚泥乾燥施設 処理能力 10 m³/日を超えるもの
※天日乾燥施設は処理能力 100 m³/日を超えるもの
- 3 汚泥（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）焼却施設 次のいずれかに該当するもの
 - a 処理能力 5 m³/日を超えるもの
 - b 処理能力 200 kg/時以上のもの
 - c 火格子面積 2 m²以上のもの
- 4 廃油油水分離施設 処理能力 10 m³/日を超えるもの(海洋汚染法 3 条 14 号の廃油処理施設を除く。)
- 5 廃油（廃PCB等を除く。）焼却施設 次のいずれかに該当するもの(海洋汚染法 3 条 14 号の廃油処理施設を除く。)
 - a 処理能力 1 m³/日を超えるもの
 - b 処理能力 200 kg/時以上のもの
 - c 火格子面積 2 m²以上のもの
- 6 廃酸・廃アルカリ中和施設 処理能力 50 m³/日を超えるもの
- 7 廃プラスチック類破砕施設 処理能力 5 t/日を超えるもの
- 8 廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）焼却施設 次のいずれかに該当するもの。
 - a 処理能力 100 kg/日を超えるもの
 - b 火格子面積 2 m²以上のもの
- 8-2 事業活動に伴って生じた木くず又はがれき類破砕施設 処理能力 5 t/日を超えるもの
- 9 有害物質（政令別表第 3 の 3 に掲げる物質）又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固形化施設
- 10 水銀又はその化合物を含む汚泥ばい焼施設
- 11 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
- 11-2 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設
- 12 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設
- 12-2 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設
- 13 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設
- 13-2 3、5、8、12以外の焼却施設 次のいずれかに該当するもの。
 - a 処理能力 200 kg/時 以上
 - b 火格子面積 2 m² 以上

第1条の2(2)

→汚染土壌処理業に関する省令

汚染土壌の処理を業として行う者が設置する次の施設

- 1 汚染土壌の浄化等処理施設
- 2 汚染土壌のセメント製造施設
- 4 汚染土壌の分別等処理施設

第1条の2(3)

産業廃棄物の処分を業として行う者が、その業を行うため設置する施設 (**第1条の2(1)**を除く。) ※例えば、処理能力5t/日未満の廃プラスチック類破碎施設を設置するとき

第1条の2(4)

産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者が設置する、積替又は保管用施設
施設面積100㎡以上

第1条の2(5)

→廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

- 14 次のいずれかの最終処分場
 - a 特定有害産業廃棄物（遮断型最終処分場）
 - b 安定型産業廃棄物（安定型最終処分場）
 - c 上記ab以外の産業廃棄物（管理型最終処分場）

第1条の2(6)

→汚染土壌処理業に関する省令

- 3 汚染土壌の埋立てを行うための施設